

広報資料

2023（令和 5）年 8 月 22 日
花園大学

懲戒処分 of 公表について

花園大学は、文学部教授（男性・65 歳）に対し、8 月 22 日付けで、停職 3 か月の懲戒処分を行ったのでお知らせいたします。

教授は、学内の兼業及び登学に関する基準に反し、兼業手続を怠り、職務専念義務に反するとともに、通勤手当及び出張手当を不正に受給し、さらには、本学のメールアドレスを私的に利用し、不正に第三者に貸与した。

教授のこれらの服務違反は、花園大学就業規則第 28 条第 1 項第 3 号及び第 6 号（同就業規則第 21 条第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 10 号並びに花園大学情報セキュリティポリシー第 15 条第 4 項に関する重大な違反行為）に該当する。

よって、教授の図書館長としての任期を令和 5 年 3 月 31 日までに短縮するとともに、同就業規則第 27 条第 5 号に定める停職 3 か月の懲戒処分としたものである。

〈附属資料〉

花園大学就業規則（抄）

花園大学情報セキュリティポリシー（抄）